

平成 29 年 10 月 11 日

証券監督者国際機構 (IOSCO) 最終報告書の公表 投資判断・信用判断に利用される「その他格付関連商品」に関する分析

本日、証券監督者国際機構 (IOSCO) は、格付機関が提供する非伝統的な格付商品及びサービス(※)について市場参加者によりよい理解を提供するため、「その他格付関連商品」と題する報告書(以下、「本報告書」という。)を公表した。

(※非伝統的商品及びサービスの事例については、英文プレスリリース参照)

その他格付関連商品やサービスは、発行体または投資家に対価を支払う伝統的な格付とは異なるが、市場関係者が投資判断もしくはその他の信用に関する判断を行う際に利用され得る。発行体や債務者が特定の格付機関から信用格付を取得すべきか否かを判断する際にも、その他格付関連商品が利用される場合がある。

本報告書は、その他格付関連商品を 6 種類に分類し、その現状とともに、格付業界におけるビジネス慣行や傾向をまとめた。また、その他格付関連商品においても、IOSCO「信用格付機関の活動に関する原則」に定められた 4 つの基本原則、即ち①格付プロセスの品質と誠実性、②独立性と利益相反、③透明性と適時開示、④秘密情報、の趣旨に対応すべきであると結論付けた。更に、特定の商品やサービスを提供するために格付会社が選択する法的・組織的形態は、IOSCO 基本行動規範の対象か否かを示すものではないとした。

IOSCO は、2016 年 11 月にその他格付関連商品に対する IOSCO の理解をまとめた市中協議書を公表していた。